

しっかり君ファミリーが消費生活に関する情報をお伝えしていきます。

あなたにも**事故**は**起こる**?

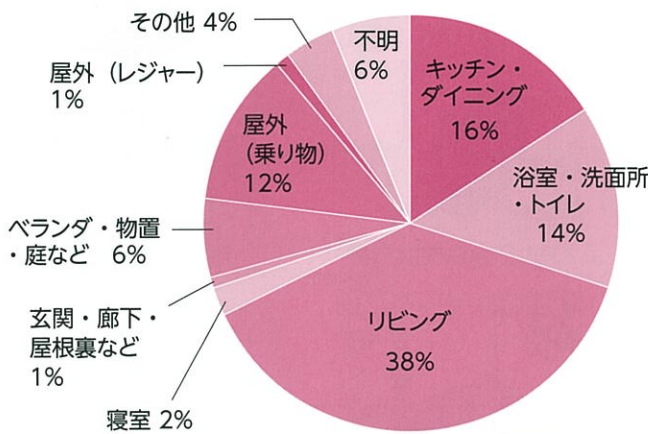
～製品事故を防ぎ、 長く安全に使うために!～



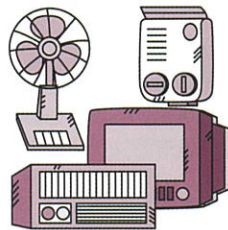
しっかり君

生活場面別製品事故の発生件数

平成25年度～平成27年度 (7,474件)



「nite製品事故から身を守るために
(身・守りハンドブック2016)」
(独)製品評価技術基盤機構より

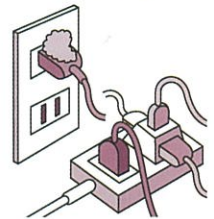
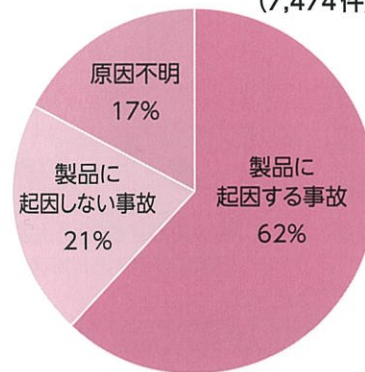


製品事故はどこで
起こっているの?

原因はなに?

事故が発生した主な原因

(7,474件)



うっかり君

製品事故は、長い時間を過ごす「リビング」やガス機器、電化製品のある「キッチン・ダイニング」で多く発生し、製品自体が原因の事故が半数以上を占めているんだ。

※困った、どうしようと思ったら、〃

消費者ホットライン

い や や
☎ 188 (局番なし)

お住まいの市町村などにある最寄りの相談窓口をご案内します。

ご存じですか？
覚えておきたい

長期使用製品安全点検制度・表示制度

長期使用製品安全点検制度とは？

経年劣化による事故を防ぐために、所有者による点検が困難で、経年劣化により重大な事故が発生するおそれの高い製品を「特定保守製品」として指定する制度で、新たに特定保守製品を購入した方は、所有者情報を製造・輸入事業者（以下「事業者」）に登録し、点検を受けることが求められています。平成21年4月1日以降に製造・輸入された製品が対象です。

所有者情報を登録すると？

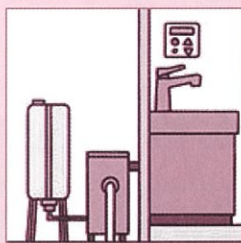
制度開始後に特定保守製品を購入し、所有者情報を登録した方には、その製品の設計標準使用期間に応じた点検期間開始前に事業者から点検通知をしなければなりません。通知があれば点検を受けましょう。

特定保守製品の購入から点検までの流れ

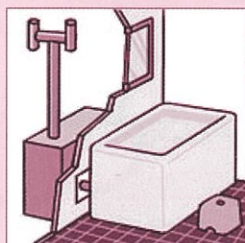
- ◎対象製品を購入した所有者は、販売店から点検制度についての説明を受けます。
- ◎所有者は対象製品に同梱されている所有者票の「お客様記入欄」に必要事項を記入します。
- ◎事業者は所有者登録を行います。（所有者の承認を得て販売者が所有者票を代行記入し投函できます。）
- ◎点検時期がくると事業者から所有者に点検を促すための通知が届きます。
- ◎所有者は事業者に点検を依頼します。所有者から点検要請を行わなければ点検は実施されません。通知が届いたら点検を受けましょう。
- ◎点検を受けます。点検は有料です。点検により、整備・修理が必要と判断された場合も有料です。

特定保守製品にはどんなものがあるの？

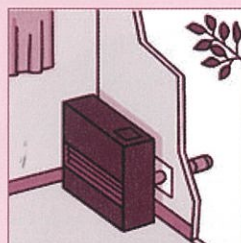
対象製品は以下の9品目の製品です。（都市ガス、LPガスをそれぞれ1品目とします。）



石油給湯器



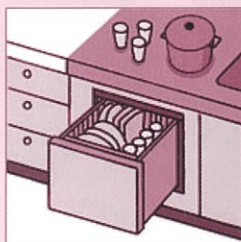
石油ふろがま



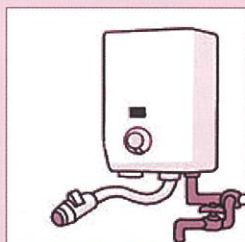
FF式石油温風暖房機



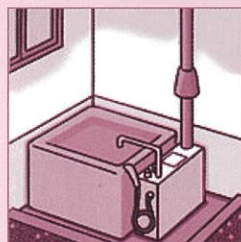
浴室用電気乾燥機



ビルトイン式電気食器洗機



屋内式ガス瞬間湯沸器
（都市ガス・LPガス）



屋内式ガスふろがま
（都市ガス・LPガス）

うちでも
使ってますよ。



製品イラスト：
政府広報オンラインより

のんびりバーバ

製品への表示義務があります。

設計標準使用期間などを記載したシールなどが製品の見やすい箇所に貼ってあります。天井などに設置されていて見にくい場合には、リモコンなどにも表示してあります。

経年劣化でどんな事故が起こっているの？

（点検などを行わず長期使用した場合）

- ◎屋内式瞬間湯沸器を使用中、製品から発煙し、配管カバーの一部が焦げた（使用期間約21年）
長期使用により、器具栓に使用しているOリングのグリスが減少したことから、内径が摩耗したためガスが漏れ、漏れたガスにバーナーの火が引火したと考えられる。
- ◎ビルトイン式電気食器洗機を使用中、製品を焼損する火災が発生（使用期間約11年）
長期使用により、ビルトイン式電気食器洗機の密閉部品が摩耗したため、洗浄液やすすぎ水が漏れ、機器内部のコネクター端子間に侵入したことで、使用を続けていくうちにトラッキング現象が発生し、出火に至ったと考えられる。

特定保守製品

例

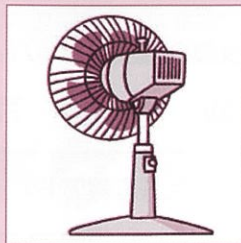
1. 特定製造事業者名 株式会社ABC
〇〇県〇〇市〇〇町123
2. 製造年月 20××年×月
3. 製造番号 ××××-×××××
4. 設計標準使用期間 △△年
5. 点検期間 20××年×月～20××年×月
6. 問合せ連絡先
株式会社ABC お客様センター
0120-××-××××

😊 長期使用製品安全表示制度とは？

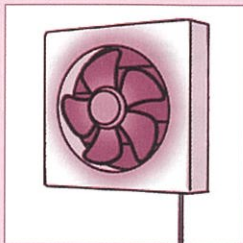
経年劣化による重大事故の発生率は高くないものの、事故件数が多い製品で、日常的な手入れと観察により所有者が事故の兆候を見つけることができる製品について、設計上の標準使用期間と経年劣化についての注意喚起等の表示を義務化するもので、平成21年4月1日以降に製造・輸入された製品が対象です。

😊 対象の製品にはどんなものがあるの？

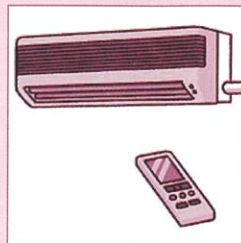
対象製品は以下の電気用品です。



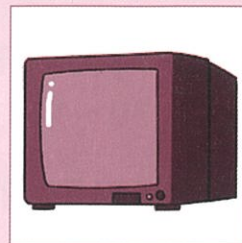
扇風機



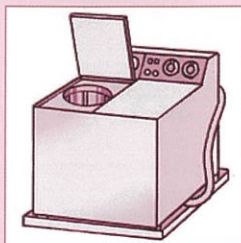
換気扇



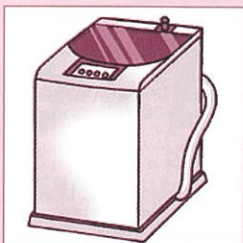
エアコン



ブラウン管テレビ

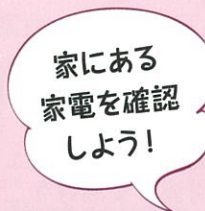


二槽式洗濯機



全自動洗濯機

洗濯機：具体的には、洗濯機（乾燥装置を有するものを除く。）および脱水機（洗濯機と一体になっているものに限る。）



家にある
家電を確認
しよう！

製品イラスト：
政府広報オンラインより



※この制度は「電気用品の技術上の基準を定める省令」に定められている規定であるため、上記対象の製品そのものに該当しない製品であっても、技術基準を遵守すべき機能が付属している製品は規制の対象になります。

例：温水式の浴室用電気乾燥機の場合

換気機能がついているものは、「換気扇」の技術基準を遵守するため、必要な表示を製品に行う。

😊 どんなことが表示されるの？

- ◎製造年
- ◎設計上の標準使用期間
- ◎経年劣化についての注意喚起

表示例



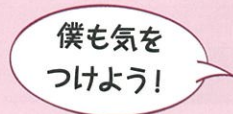
【製造年】20××年
【設計上の標準使用期間】△△年
設計上の標準使用期間を超えて使用されますと、経年劣化による発火・けが等の事故に至る恐れがあります。

ポイント

★経年劣化による事故を防ぐには、どんなことに注意すればいいの？

製品にこんな症状や異常を感じたら、使用を中止し、製造・販売業者に相談してください。

- スイッチを入れても動かない、スイッチを切っても止まらない
- 製品に搭載されている点灯ランプが不自然に点滅する
- 動いたり、止まったりを繰り返す、動きがいつもと違う
- 「いつもと違う」「なにか変だ」
- 異常な音・振動がする
- 焦げ臭いなどの異臭がしたり、煙が出たりする
- 電源コードやプラグが異様に熱い



僕も気をつけよう！



★平成21年4月以前に購入した製品に注意！

長期使用製品安全点検制度や長期使用製品安全表示制度は平成21年4月1日以降に製造・輸入された製品が対象です。それ以前に購入した製品には表示はなく、特定保守製品でも「点検通知」は届きません。特定保守製品の所有者には、製造年月日を確認の上、10年程度経過している場合は、点検（有料）を受けることをおすすめします。特定保守製品だけでなく、長期間使用した製品には気をつけましょう。

★リコール情報に注意しよう！

製品に欠陥や不具合があり、安全上問題が生じる可能性のあるものについて、事業者が無償で回収・修理を行っています。家庭内の製品が、対象になっていないか定期的に確認しましょう。

もし製品事故のトラブルが起きたら、もう無理とあきらめてしまう前に、一人で悩まずに、まずは相談してください。

消費者ホットライン **188** (局番なし)



きっちりババ

おしらせ

第8・9回 くらしの講座

消費者トラブルをはじめ、くらしに役立つ知識や情報を学ぶ連続講座です。

受講無料

日時	タイトル	講師
平成30年12月18日(火) 13:30～15:00	相続によるトラブル ～“争族”としないためにできること～	奈良県金融広報アドバイザー 前田 貴司 氏
平成31年1月22日(火) 13:30～15:00	消費者力をアップしよう～その5～ 賢い消費者になるために	奈良県金融広報アドバイザー 三宅 富予子 氏

★場所：シルキア奈良1階 会議室（奈良県消費生活センターのあるビル内）

★お申込みについて

1. はがきかFAXに必要事項を記載し、奈良県消費生活センター（下記）までお申し込みください。
必要事項：受講希望日、希望人数、申込者氏名、郵便番号、住所、電話番号
消費生活センターのウェブサイトからも申し込みできます。
2. 申込受付後、受講券をご返信しますので、当日に会場受付にてご提示ください。
3. 開催1週間前までにお申し込みください。ただし、定員に達し次第、締め切らせていただきます。
4. 取得した個人情報につきましては、適切に管理し、本講座の運営以外の目的には使用しません。
※2回とも受講、興味のある回のみ受講など、いずれも可能です。

★定員：30名程度

★申込み・問合せ先

奈良県消費生活センター 〒630-8122 奈良市三条本町8-1 シルキア奈良2階

FAX 0742-32-2686 TEL 0742-32-0621（受付時間9:00～17:15〈土日祝日を除く〉）

お役立ち情報

◎消費者庁

- ◇生命・身体に関わる危険
- ◇子どもの事故・危険
- ◇リコール情報

www.caa.go.jp/notice/caution/life/
www.caa.go.jp/notice/caution/child/
www.recall.go.jp/

◎(独)製品評価技術基盤機構

- ◇製品事故防止啓発活動
- ◇リコール情報

www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/index.html
www.nite.go.jp/jiko/jikojohou/recall_new/index4.html

◎経済産業省

- ◇長期使用製品安全点検制度

www.meti.go.jp/product_safety/producer/shouan/07_tyouki.html

まずは相談！
ひとりで悩まないで、

奈良県消費生活センター

〒630-8122 奈良市三条本町8番1号 シルキア奈良2階

消費生活相談 ☎ 0742-36-0931
月～金 9:00～16:30 年末年始、祝日は除く

消費者教育・啓発 ☎ 0742-32-0621
(共通) FAX 0742-32-2686

奈良県消費生活センター中南和相談所

〒635-0085 大和高田市片塩町12番5号 大和高田市市民交流センター3階

消費生活相談 ☎ 0745-22-0931
FAX 0745-22-4999
月～金 9:00～16:30 年末年始、祝日は除く

消費者ホットライン

いちゃ
☎188